

第12日目（12月15日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、牧野晶君から体調不良のため欠席、宮永病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、第120号議案 市道の認定について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 おはようございます。それでは、第1号になりますが、よろしく願いいたします。それでは、第120号議案 市道の認定について、をご説明申し上げます。今回の市道認定は、新規1路線につきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

路線名は木之目坂団地4号線でございます。路線番号、道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は下段に記載のとおりでございます。

それでは、議案資料の図面で説明させていただきたいと思っております。3ページをごらんください。図面番号1番でございます。路線名木之目坂団地4号線、延長は43メートル、幅員は6メートルから9メートルでございます。当該路線は余川、飯綱町地内の道路でございます。市道 木之目坂団地3号線を起点とする地元行政区要望による路線でございます。市道認定基準による地域住民の生活に欠くことのできない道路に該当することから、認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第120号議案 市道の認定については、原案のとおり決

定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 120 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 124 号議案 字の変更について（土地改良法関係）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 124 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は土地改良事業に係る、城之入川地区内の字の変更につきまして、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。3 ページから 5 ページまでが変更調書で、変更前、変更後の大字、字、地番の一覧であります。

7 ページをごらんください。字変更を必要とした理由であります。記載のとおり、新潟県が実施しました城之入川地区の県営経営体育成基盤整備事業の実施に伴うもので、換地により区域内の字を変更し整理するものであります。なお、換地処分予定年月を平成 30 年 3 月とし、施行期日は議案 1 ページの後半、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からとしたいものであります。8 ページが位置図でございます。9 ページが字区域変更図で、赤書きが変更前の大字、字名で、その下の黒書きが変更後の大字名であります。

以上、第 124 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 124 号議案 字の変更について（土地改良法関係）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 124 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 125 号議案 字の変更について（国土調査法関係）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 125 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は国土調査の実施に伴う、市区域内の字の変更について地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお

願いするものであります。

3 ページが変更調書でございます。変更前、変更後の大字、字、地番の一覧であります。5 ページが字変更を必要とした理由であります。欠ノ上、川窪地区の国土調査第 8 の 2、計画区の実施に伴い、字の変更により筆の不整合等を整理するものであります。6 ページが位置図であります。7 ページが字区域変更位置図であります。8 ページが字区域変更総括図で、四角で表記をされております 2 分の 1、2 分の 2 がそれぞれ 9 ページ、10 ページの字区域変更図に該当するものであります。

施行期日につきましては、1 ページ本文後半、国土調査法の規定による県知事の成果の認証の日からとしたいものであります。

以上、第 125 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 125 号議案 字の変更について（国土調査法関係）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 125 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 126 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、126 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。このたび、南魚沼市教育委員としてご尽力いただいております、西野仁氏が平成 29 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任につきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。西野氏の経歴につきましては資料のとおりであります。各位ご承知のとおり豊かな経験と人格見識は、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えております。なお、任期につきましては同法第 5 条の規定によりまして、平成 29 年 12 月 25 日から平成 33 年 12 月 24 日までの 4 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意

を賜りますようよろしくお願いします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔異議「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立によって行います。第 126 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、西野仁氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 126 号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 5、第 127 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは第 127 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を申し上げます。このたび、人権擁護委員として 2 期 6 年間にわたりご尽力を賜りました行方幸恵さんが、平成 30 年 3 月 31 日付で任期満了となり退任をされます。行方さんの後任といたしまして、高野輝幸さんを人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

高野さんは長い行政事務経験を有し、人格見識ともに優れた方であります。なお、任期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 127 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、高野輝幸氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 127 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 6、第 128 号議案 南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 128 号議案につきましてご説明申し上げます。平成 29 年 1 月 25 日に開催されました平成 28 年度第 1 回魚沼・小千谷地域理科教育センター運営会議におきまして、魚沼・小千谷地域理科教育センターを利用することによって行う事務の委託について、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することが決定されました。つきましては、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定により準用する、同法 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託を廃止することについて議決を求めるものであります。

附則といたしまして、平成 30 年 3 月 31 日から施行したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 事務の委託がなくなるだけなのか、非常にこの理科というものの教育の中で動くことがあって、その事業自体がなくなるのか。それは事業はなくなるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 事務の委託がなくなるだけでありまして、理科センターの事務につきましては、平成 30 年度以降は南魚沼学習指導センターにおいて行う予定になっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 128 号議案 南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 128 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、発議第 10 号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出についてを

議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 おはようございます。意見書の提出ということで、慎重な憲法論議を求める意見書ということで、発議をお願いしたいというふうに思っています。憲法をめぐる議論については、この間、安倍連立政権のもとでも大分声高に議論をされてきました。この議論については、例えばことしの5月の憲法記念日にもう既に2020年という期日を切った中で、憲法改正だという議論がなされてきたところです。ただ、その後、10月の総選挙の結果もありまして、さらにこれがまた加速をしてきている。前倒しという議論が大分出てきているという今、状況にあります。

日本国憲法、そういう意味では、制定されてから全く手がついていない憲法としては世界最古ということだそうでありますけれども、いずれにしろこの日本の今の繁栄と申しますか状況を築いてきたそのもとである憲法の改正論議ですから、これはかなり幅広い議論と慎重な議論が必要になってくると考えています。

国民のそういう意味ではきちっとした理解、それから十分な議論、これらを保障していただくという意味を込めて、ここにございますように、1、「衆参の憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について、広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を活かしその実現に努めること」。そして2、「衆参の憲法審査会は、憲法問題について各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議し、拙速な憲法改正の発議を行わないこと」ということで、ぜひ意見書の提出を実現をしたいというふうに思っています。皆様のご賛同をよろしく願いをいたします。説明は以上です。

○議長 質疑を行います。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 提出者にお聞きします。慎重な憲法議論を求めるという内容であります、今、説明いただきました。今の国際状況、日本国におけるそういった状況について、私はもうかなり国際状況の政策は変わっていると思うのですが、そういったことについては全然こう憲法の今に議論をする必要はないと、そういうふうに思ってもいいのでしょうか。その点。

○議長 議長を通してください。

提出者。

○梅沢道男君 今ほど、議論をする必要がないと思っておりますかという話がありまして、ちょっと予想していなかった質問で面食らっているのですが、必要がないのではなくて「慎重な論議を求める意見書」ということで、議論はその広範な各界各層の意見、それから国民の十分な理解、これを得ながら慎重な議論を進めてもらいたいということで、ちょっと私の説明が悪かったのかもしれませんが、議論が必要ないとかとそういうことは一言も申し上げていないと思っておりますがよろしいでしょうか。

○議長 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 わかりました。慎重な議論を求めます。我々はちょっとこの慎重な議論をど

のようにそういうふうを持つのか想像がつかないのですけれども、提出者はその慎重な議論を求めるといふものは、どういうところを慎重な議論を求めてこの提出をされたのか、その点についてもう少し詳しく。いろいろ憲法の改正については、ただ、自衛隊の問題とか、そればかりじゃなくていろいろ取り上げられていますけれども、そういったことについてどのような慎重に議論されようとしているのか。その点についてもう一度お願いいたします。

○議 長 提出者。

○梅沢道男君 皆さんもご存じのとおり、今、国会でさまざまな法案が議論をされています。この法案は、ほとんどが実は全会一致で通っていると。これは皆さんもご存じだと思いますけれども、中にはやっぱり与野党の議論が乾かないで採決になるというものもあります。ただ、これもそのほとんどが審議打ち切りについては、与野党合意で決定をして、審議打ち切りをやって採決をするというのが基本だろうと思っています。

ただ、皆さんもご存じのように、戦争法案ですとか安保法案これについては——特に安保法案なんかは、国会の周りをあれだけ国民の皆さんのデモが取り巻いて、そういった騒然とした中で議論を委員長権限で打ち切って採決をすると。制度上は強行採決なんていうのはないとは思いますが、これをマスコミの皆さんは「強行採決」というふうに命名をして報道をしている。これが違和感なく、国民の皆さんにも今も報道で強行採決ということが言われているわけですが、こういったやり方というのは少なくともその慎重審議ということではなくて、まだまだ両方からいろいろな意見や質疑が出ている。ここはやっぱり十分に審議をして、最低でもその審議打ち切りも含めて、合意を得るまできちっとやるべきだろうと。これは一般の法律ですが、特に憲法ですからここは慎重にやっていく必要があるだろうと。そういう意味では、そのスケジュール期限を決めての議論というのはもってのほかだろうと考えています。

5月に安倍首相は2020年ということで、憲法記念日に話をされましたけれども、実はきょうの地元紙ちょうどタイミングがよかったと思ったのですが、きょうの日報に実は改憲の中間報告ということで記事が出ていました。これによりますと、自民党の推進本部は、事務総長も14日に安倍首相と会談をしたそうですけれども、ここで国会提示時期等をめぐって協議をしたと。その中で、自民党は2018年1月召集の通常国会で党の改憲案を示して、18年末までに国民投票を実施するべきだという声も上がっていると。これはもう5月の2020年が2年も前倒しになっている。これから発議して議論をして、党内でもこれから議論をしていこうというときに、もう既にその国民投票の期日まで含めて表に出して、それでスケジュールありきでやっていこうというのは、これはどう考えても慎重な議論だということができないと思いますし、特に憲法問題です。この間、ずっとこれだけの議論が国民の中でなされて、なかなかまだ国民全体の中で統一ができていない。これをやる時に既に、そのスケジュールありきのような報道がなされていると。これはやっぱり私ども地方議会としても、かなり危機感を持つ必要があると思っています。そういう意味では、南魚沼市の議会としてぜひ、慎重な審議を求めるといふことで、意見書を採択し、意見反映をしていただきたいというこ

とでございます。以上です。

○議長 長 19番・関 常幸君。

○関 常幸君 何点か質問いたしますが、最初にこの意見書の本文の中に憲法改正を求める意見は減少傾向にあるというようなところでもありますけれども、いろいろな調査が出てきておまして、例えばNHKがしているのでございますと2017年、改正する必要があると思うのが43%、どちらともいえないが17%、34%が改正する必要がないと思うというふうなNHKの出ているのですよね。そして、今言いました5月3日以降に、各報道が特に9条に関して自衛隊の明記のところに出てくる。毎日では改正するが28%、反対が31%で32%がわからない。朝日新聞は41%が改正する必要はないで、反対が44%です。あと、読売は賛成が53%、反対が35%。サンケイは賛成が55.4%、反対が36%。共同通信社も同じように56%と34.1%。NHKも5月のとき32%が賛成で反対が20%というふうなのが出てくるわけですので、今のこの数字というのは、どこからもってきてしていたのかを、まず1点、質問したいと思います。

それから、記の中の今の5月3日に安倍首相が2020年ということが言ったのがスタートのように聞いておりますけれども、この憲法審査会というのは、いつ設置をされて今日きているのか。そのことを提出者に質問いたします。

そして、下段の「拙速な憲法改正の発議を行わない」。拙速というのは、今、回答していただきましたけれども、それじゃあ拙速でなくて——拙速というのも5年、6年とっているのと、5年分を1年間で議論をしていく。いろいろな手法があると思うのです。これだけ外交上のいろいろな問題が出てきている中で、じゃあ、十分されれば提出者は憲法改正には賛成だというふうな考えでいいのでしょうか。その3点について質問いたします。

○議長 長 提出者。

○梅沢道男君 まず、最初の憲法改正に対する意見の推移ということだと思います。今、お話がございましたように、NHKの日本と憲法2017年ということで世論調査。これでは確かに2017年は改正が43%、それからどちらともいえない、これが17%ということになっています。

これらのアンケート調査ですけれども、なかなか報道機関や質問の内容、対象等でいろいろばらつきは若干あるようではありますが、例えば毎日新聞の11月14日、この中では質問はちょっと違いますけれども、改憲を急ぐ必要はない、これが例えば66%これは過半数を上回っています。また、これは8月のころの調査ですが、憲法改正これも共同通信ですが反対が53.4%ということで、若干調査によって、それと質問によってばらつきはあるというふうに思っています。

ただ、少なくとも今、国民全体の中で憲法改正というのが基本的なコンセンサスになっているという状況ではありませんし、調査方法、調査機関によっては、今言った6割を超えるというような状況も出てきているということだろうと思っています。

それから、憲法調査会がいつ発足したのかということですが、申しわけありません



が、その詳しい日付まではちょっと今、把握はしてございません。ただ、問題はその憲法調査会で議論をする、それが進んでいる。このこと自体は特段問題はないといえますか、十分な議論を積み重ねていただきたいというふうに思いますけれども、それにここにきて今度は期限を決めて、スケジュールありきのような議論になってきているというところが一番問題だろうと思っています。これについては、やはりきちんとした議論をまずスケジュールありきではなくて、やっていくべきだろうと思っています。

それから、どこまでいったら慎重審議といえるのかということですが、これも特に憲法については、これまでまだ1回も改正をしたということはありませんので、この前はこうだったからこうだろうとか、一般の法令のように、普通、1本の法律であれば審議時間は大体どのくらい持つのがこれまでの前例からいって当然だというような、一般的な議論もあるかと思うのですけれども、ただ、それにしても法案の内容によってそれで十分かどうかというのはまた別になると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、反対、与野党で意見が一致しない場合でも、例えば委員会審議の打ち切りについては、与野党合意の中でやっているということであれば、そこは一定評価ができるんだらうと思いますが、憲法というようなこれだけの問題を今からスケジュールリングをしてやっていくということは、少なくともその十分な審議を前提として動いているという部分には大変不安があります。

特に今ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、安倍1強体制これが長く続いている中で、例えばこの11月にも自民党の小泉進次郎筆頭副幹事長が、全く党で議論をしていない、このままだったら自民党は必要ない、こういう発言をマスコミも取り上げていましたが、された。これは内容的には待機児童対策の財源問題でしたけれども、こういう手法がやはり少し目立っている。

党内でも全く議論をしないのであれば、自民党は必要ないんじゃないかというような議論まで幹部から出てくるという状況がありますので、そういう意味ではそういう状況の中で期限を切って目標はここで、発議、国民投票だというようなことでなくて、まずきちんとそこは議論の場について、これまでも憲法調査会をやっているわけですから、そこで議論を進めていくというのが第一義だろうというふうに考えて、ぜひ、この意見書の採択をお願いしたいということでございます。以上です。

○議長 19番・関 常幸君。

○関 常幸君 最後の質問をちょっと答えてもらったのですが、提出者は——この憲法審査会ができたのは平成19年ですよ。そのときには国民投票法もできたのです。国民投票法というのは、平成19年に憲法を改正しようということが前提でできているのですよね。そして、今言ったその憲法審査会も同じ平成19年にできているのですよ。だから、あまりにも議論がないじゃないかということをおっしゃるけれども、そうすると衆議院には100人いるのですよ。参議院は確か45人なのです。国会議員が入って議論をしているのです。私どもの代表が議論をしているのですよ、もう5年以上ですよ。

それから、提出者に伺いますが、自民党の憲法改正の草案は読んだことはありますか。それも、平成25年4月27日に全ての条にわたって、原案と改正案が列記されているのですよ。その中で、私どもが生活する上で非常に大事なことがものすごくあるのです。いみじくも最初に憲法ができてから、ほとんど改正されていないのは、私ども日本だけなのです、これだけ状況が変わっている中で。私どもが生活をする上でも、本当に私はここへきて2020年で区切ったのは、すごく方向として間違っていないなど。

そのところはお互いに主義主張が違うわけでありますので、そこは押し問答にならなくてもいいですけども、まず草案は読んでいますかと、もう一つ今回の衆議院の選挙に行っても、改正についてしっかりとして、今、3分の2を取っているわけですね。その前の選挙のときもこの憲法改正は、国民の皆さんに訴えているわけですよ。そういうふうなのを提出者はどのように感じているのでしょうか。そのことについてお願いします。

○議長 議長を通してください。

提出者。

○梅沢道男君 まず、憲法審査会ができてこれまでの――草案をまず読んでいたかということが最初でしたかね。自民党の草案ですけども、マスコミ等の記事では見ましたけれども、もとの原文を全部読んだということではありません。ただ、問題はその自民党の草案についても党内議論、それから世論へのアピールということを出ているとは思いますが、まだ例えば自民党自体にしても、自民党内の憲法改正推進本部ここでも、今、改正内容についてどうするか、論点整理をしているという段階ですから、それは例えばここで論点整理をして中間報告がこれからやって、また党内で取りまとめていこうということでしょうから、これは一遍出た草案それが議論の中心、土台になるというふうには考えていません。

それから、年数の問題ですけども、憲法調査会、憲法議論はしてきたと。ただ、政府も含めてですね、今言ったように、改正案の骨子といいますか、そこを今、中間報告をやって、これを今度は党内で恐らく取りまとめていこうということですから、今度それらについての具体的な議論がやっぱり必要になってくるだろうということで、そこはまた今までの憲法調査会の議論も含めて、今度具体的な内容も含めて、これから議論が始まっていくということだろうと思っています。

また、憲法の国民投票ですけども、憲法は96条で改正について定めていますが、その具体的な部分、国民投票の具体的な方法等については、これまでもなかったということで、そういう流れで今、進んでいますから、そういう意味では憲法改正なり議論について進めていこうという流れは、大きな流れとして法整備も進んできているのだらうと思います。ここで私が意見書としてお願いし、言っているのは、そういう状況の中でこれまでも実はいろいろな法案でありましたけれども、先ほどとちょっとだぶる部分もありますのでまた同じことは言いませんが、スケジュールありきの拙速ではなくて、きちっとした、私たちそれほど、それこそ地方議会や国民や各界、各層の意見をきちんと聞いて、国民の大多数が少なくとも納得できるような形でもっていくというのがやっぱり大原則だと思っています。以上です。

○議 長 19番・関 常幸君。

○関 常幸君 これは最後ですが、今、自民党的ことを言いましたけれども、だから自民党は右もあって、左もあって、中道もあって、非常にオープンに議論をしているのです。すごくいいのです。この1つの草案で、そこで、はい決まり、ということじゃないわけですので。だから今、提出者が自民党云々というのは、別に私はあまりどうこうないなというふうに、私は問題ないんじゃないかと思っておりますが。

それで、特にこの種の意見書ですね。特に私どもが先輩からも言われて注意しなくちゃいけないのは、十分な議論をしましょう、なんてこれは誰でも賛成ですよ。でも、提出者がこの次に考えているのは何だろうかということを、私どもは読み取らなくてはいけないわけです。私はそう思って今聞くわけですが、だから言ったように、拙速な憲法改正でなければ、提出者は憲法改正については賛成をするのでしょうか。そのことについて、最後に1点だけ。

○議 長 提出者。

○梅沢道男君 今ほどの、まず、最初の自民党的の議論の問題でございます。幅広い考え方があって、その中でさまざまな議論をしていると言われましたけれども、恐らく安倍1強体制になる前の自民党的は、本当にそういう意味ではさまざまな層があって、そういう意味では風通しもよくて、今、19番議員が言われましたように、さまざまな議論が交わされていたというふうに思っています。

ただ、今の状況が、果たしてそれがずっと担保できているのか。先ほど申し上げましたように、また小泉進次郎議員の話を出しますけれども、ああいった意見まで党内から出るという状況に今なっているというのは、私は自民党的員ではないですけども、やっぱり外から見ていて危機感も覚えますし、かなり憂いている一人でございます。ですから、そういった意味では、党内でそういったきちっとした議論ができるのかどうなのか。そこも正直言って不安な部分がございます。

それから、議論がきちっとなったときに、私は賛成するのかどうかということですけども、私は例えばここでも慎重審議ということで審議を否定するものではありませんし、十分な審議をしていただきたいということで申し上げていますので、例えば加憲という部分も含めて、それは内容によってはもちろん賛成もありますし、内容によっては反対もあります。それはこれからの議論と推移と論点の整理の中で、それも含めて煮詰まっていくということになろうかと思えます。

ただ、やっぱりそれに向けてやっぱりきちんと、マスコミの言う強行採決とかそういうようなことでなくて、拙速を避けた十分な議論、これはやっぱり地方議会としても求めていく必要があるだろうと考えています。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっとだぶる部分があって恐縮でございます。私は完結に聞かせていただきたいと思っております。やっぱり慎重というのは私は大事だと思っております。こんなことを言ったらあれですけども、今、自民党的さんが大勝しまして、このまま強行されたら大変

な部分であるという、これは皆さんが思っていることでもあります。実際、自民党さんもそういうふうにならないように、今、慎重審議を始めたというふうに、私は認識しております。

私の党に関しましても、このままただ何もしないで、強行じゃなくていつてしまった場合、困るわけであります。実際これがどうかということを、きちっと自分の各所属する、また自分の思うところの部分で、やっぱり審議は進めていかなければいけないというふうに思っています。

その中で私は例えば今まで、先ほどありましたけれども自民党さんの今の案、日本維新さんの案、今、出されましたですね。それに関して、全然提出されていないのに関して云々というのは、なかなかそれは難しいと思います。やはり出しているものに関して、じゃあどうするかという審議というのは、私は大事だと思っています。

やはり提出者の方がおっしゃっているということは、やはり今も言われましたけれども、何らかの深い意味があるかと思えます。やっぱり自分の思いがあつてこそ、この慎重審議を求めるとこの意見書という部分が、私はあると思っています。その中で提出者にあえて聞かせていただきますけれども、先ほど言いましたが、今現在で結構でございます。提出者は今現在、憲法に関して改正という思いなのか、先ほど言った加憲という思いなのか。そしてまた現状維持なのか。その部分だけお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 議長を通してください。

提出者。

○梅沢道男君 先ほどの、自民党もそういう意味では慎重審議の方向に動いてきているというお話がございました。私も当初の安倍首相の話から少しずつまたスケジュール的にも変化が出てきて、そういった部分が認識が出てきたのかなというふうに思っていました。先ほども申し上げましたように、きょうの新聞にある中間報告で、また20年が18年というようなことも出てきていて、さらにまたちょっと心配になっているところです。

私自身が今どうかということですが、これからの議論の中でそれはいろいろな意見が出てきますから、精査をしながら、自分も勉強をしながら進めていきたいというふうに思っていますが、ここで私がどうするなんていうことをこの意見書で言う必要はないと思うのですけれども、方向としては例えば加憲とかそういった部分も十分に考えられるんだろうというふうに思います。

その辺については、本当にこれからの議論の中で、さまざまな意見反映を含めて見る中で、日本国としてこの立憲主義、ここをきちんと守って、これからも繁栄を続けていく。そういう日本をつくる土台ですので、一番いい方向を国民全体の議論の中で模索をして進めていくということが重要になってくると思います。

そのためにも、審議についてはもうスケジュールありきではなくて、きちっと国民の意見、各界、各層の意見、それと野党、与党さまざまな意見を聞く中で、最良の案をつくっていただきたいと思いますというふうに思っています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。発議第 10 号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について、反対の立場で討論をいたします。先ほどの提出者の憲法改正に非常に何か消極的だなという思いが感じられた中で、ちょっと討論に参加させていただきます。提出者も先ほど言われました、私たちの国が世界に誇れる憲法。確かに日本国憲法は世界 188 か国の中でも 14 番目に古く、その中でも一度も改憲されなかった憲法としては、一番、世界最古の憲法なわけです。時代の変化とともに改正されるのも、日本国憲法は約 70 年間、一度も改正されていません。

この間、大規模な自然災害、地球規模の環境破壊、安全保障環境の劇的な変化、家族の崩壊、固有の伝統価値の喪失など、憲法が想定していなかったさまざまな事態に直面しています。近年制定された 100 か国の新しい憲法には、緊急事態、平和、環境、政党、家族保護など大切な条項が規定されていますが、日本国憲法には平和条項しか規定されていないのです。

時代も、世界も、環境も、社会も大きく変わっています。世界の国々ではその変化に対応すべく、憲法が改正されているのに、日本国憲法だけがいつまでも変わっていません。このままで本当によいのでしょうか。

今回、提出されました発議について、憲法改正に非常に消極的と感じられました。今こそ国民の英知を結集し、新しい時代にふさわしい日本国憲法の改正等に向けて、やっぱり十分な審議をした中で進めることが非常に大事だと思っています。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 10 号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。まず、先ほどの反対討論の中で、時代の流れに沿った修正が必要だと。全く同感でありますよ。70 年間、全く修正もなかった。これが誇れるのかどうかはわかりませんが、時代の流れに沿って憲法も当然、修正するべきものだと、そこは全く思いは同じなのです。

ただ、この発議は、自民党案がいいとか悪いとか、それを言っているわけではないのです。発議者が何遍も言いましたよね。期限を区切って討論をすると、あるいは調査をすると。そして国民投票に入っていくということ自体が、日本国は今まで憲法修正をしたことはございませんし、そういうスケジュールはどうか全くわからないわけです。

そうすると、国会議員は国民の代表であります。しかしながら、国会議員に全てを白紙委任して代表に送ったわけではないわけでありまして。国民がこの日本国の存亡にかかわる日本

国憲法このことについて、議論がきちんとできる、このことが一番大事なのです。そのために、改正するのか加憲するのか、そういうことではないのです。広く国民一人一人の意見が、この日本国憲法にどう反映がされるのか、そういうような議論をしていただきたいとそういう思いなのです。それが、慎重な憲法議論を求めるといふことなのであります。このことをまず訴えたいと思っています。

質疑の中でもいろいろとございましたけれども、自民党案がいいとか、あるいは公明党案がいいとか、維新の会の案がいいとかそういうことではないのです。やはり昨年度からずっと安倍首相を筆頭にいろいろマスコミをにぎわしておりますけれども、じゃあ、そういう議論というのが、国民一人一人に見える形、あるいは国民一人一人の声が反映される形で行われるのかどうか、このことが一番心配なわけでありまして。

ですので、この発議の趣旨は改正をするとか、修正をするとかそういうことではないのです。国民一人一人が、今後日本国の存亡にかかわる日本国憲法について、やはりきちんとした意見を国政の場で反映をしていただく。発議をするのは国会でありますけれども、最後に決めるのは国民でありますから。ですので、そういうところで慎重に議論を進めていただきたい。こういう意見書を国会で出したいということでありまして。

多くの同僚議員の賛成を得て、本当に国民一人一人がこういう議論に参加できる、意見を集約していただけるということの、私は非常にいい機会だなというふうに思っておりますので、どうか意見書の提出については賛成をしていただきたい。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 発議第 10 号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出に反対の立場から討論させていただきます。先ほど 11 番議員が言われました。憲法は 1948 年に日本国憲法が制定されて約 70 年がたって、その間、この日本国憲法というものは一度も改正されておられません。

しかし、先ほどと同じような意見でありますけれども、今の世の中、国際状況また環境、災害だとか全てにおいて世論が変わってきたと、まずそういう認識で私はあります。世界の状況を見ても、常に今までこの日本は非常に恵まれた環境の中でやってきているにもかかわらず、よその中近東、またアフリカ、日本にしてみれば、アジアにしてみれば、尖閣諸島だとか竹島、また、北朝鮮の問題、大きく国際状況も変わってきて、やはりこの中で憲法の改正というものは、もう必要だと。これはもう前から言われてきております。

そういった中で、この憲法の改正については、日本国民の生活をきちっと守っていくためには、ぜひとも改正が必要だということを常々そういった議論の中で報道されております。我々もそういったことについて、かなり私もいろいろ新聞やまた本など、そういったことについて私なりに必要だと、そういうふうに私は認識しております。

そうした中で、この慎重な議論、それは確かに慎重な議論は当たり前のことなのです。だけれども、今さっき提出者が言われたように、いつどこまで慎重議論がなされていくのか。

そこが私は、できるだけ今の国際状況にいち早く対応していくことが、我々国民の生活、家族を守ることが一番大事な中で、それなりの慎重な議論はなされていると、そういうふうに私は思っています。

そうした中で、その結論というものは、国民の過半数によって国民投票が行われ、その結果が憲法の改正につながるのです。この国際状況の中を、またこの環境の状況を見ますと、私は慎重な議論をするとともに、いち早くそういった結果を出して憲法を改正していただき、より一層、私たちの生活、安心して生活できる、そのような憲法改正にいち早くしていただきたい。そういう思いで私は今の意見書の提出については、反対させていただきます。どうか、議員の皆さん方の賛成をよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 慎重な憲法論議を求める意見書案についての発議案について、賛成の立場で討論に参加してみたいと思います。私ども、公党を名乗っておりますが、共産党としてみれば、なぜ憲法を変えなければならないというところがあきらかになっていないと。陰では聞こえますけれども、今ほどの討論を聞いていても、今にも戦争が起きる、それについて対応をしなければならないというようなニュアンスの話が聞こえております。私はそれは憲法には沿った議論ではないというふうに思います。趣旨は慎重な審議ということでありましてけれども、その裏を見抜いて採決しなければならないという議員もいるわけです。ですから、私は憲法擁護の立場から参加をしてみたいというふうに思います。

私たちは安倍政権によって憲法9条改憲ノ一と。憲法を生かす全国統一署名を、3,000万人達成しようということで今やっています。これはなぜ早急にこれに取り組まなければならないというのが、そういった改憲論議があるからということでもあります。その統一署名の内容というものは、憲法9条を変えないでください、憲法の平和、人権、民主主義が生かされる政治を実現してください、という内容であります。

この自民党草案が先ほどから言われておりますけれども、この安倍さんの一連の言動を聞いておりますと、自民党の改憲草案を公の立場では言わないのですね。そして、言ったときには読売新聞を読んでくれと、こういった報道もあったかと思っておりますけれども、その草案の中には憲法第9条2項を削除し、国防軍の創設を明記しております。海外での武力行使を無制限に可能にするものとなっていると。これは草案を見た人たち誰もが言う言葉であります。要するに、憲法の基本的な部分であります憲法の恒久平和、この理念には、まるっきり対抗した内容であります。

私が一番困ったものだと思うのが、憲法をちょっと読んでみたのですけれども、改憲の内容、96条から、そして憲法尊重擁護義務の99条まで、非常に厳しくうたっています。改憲に当たっては、各議員の——要するに衆参であります、衆議院、参議院で総議員の3分の2以上の賛成で、国会で発議ができると。発議ができる、それだけなのです。そして、国民がそれを過半数以上で決定するというところであります。

我々は今現在、3分の2の勢力を持っている自民党が、即これが実行できる今状況にある。発議の段階までは。ところが、これをなぜできないかということは、世論なのです。そして、我々はその世論をもっと高めて、これをやらせない世論をつくろうというのが、先ほどの全国統一署名だということをひとつお聞き願いたいと思います。

そして、この憲法尊重擁護の義務、これはあらゆる、天皇にはじまって、国会議員、裁判官、その他の公務員、これらはこの憲法を尊重し擁護をする義務を負うというふうになる。それが国権の最高機関であるそこで、憲法を一番守らなければならない国会で、これを唱える。私はいかがなものかというふうに思っています。

私は憲法に沿った政治をまずやると。そして、今現在だってその理念に沿った法律等で、今この日本は回っているわけでありますので、私は憲法を変える理由はないという立場で、そういった立場の意見がきちっと反映される審査会が、当然あるべきだというふうに考えて討論いたします。以上です。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第10号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第10号は否決されました。

○議 長 日程第8、議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所掌事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査についての申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 これをもって平成29年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午前10時38分〕